

看護職員等宿舎借り上げ支援事業補助金

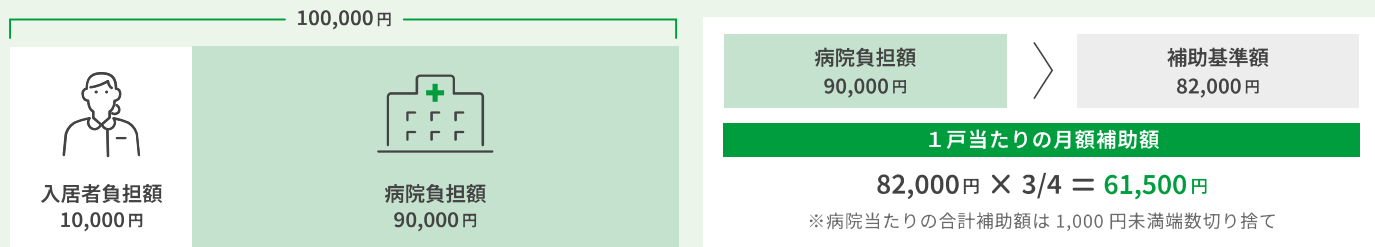
看護職員等宿舎借り上げ支援事業について

東京都では、病院に勤務する看護職員等（看護師・保健師・助産師・准看護師・看護補助者）が働きやすい職場環境を実現し、看護人材の確保及び定着を図るため、都内に所在する病院を運営する法人等が看護職員等の宿舎を借り上げた場合に、法人等が負担した経費の一部を補助します。

事業の概要

(1) 対象施設	都内に所在する病院 ※ただし、国及び都が設置主体である病院、独立行政法人は除きます。
(2) 対象宿舎	(1) に定める病院を運営する法人等が借り上げた宿舎
(3) 対象入居者	常勤の看護職員等（看護師・保健師・助産師・准看護師・看護補助者）
(4) 対象経費	法人等が支出した、看護職員等の宿舎借り上げに係る経費 ※経費とは、賃料・共益費（管理費）・礼金・更新料を指します。 ※入居者から宿舎使用料を徴収している場合は、その額を差し引きます。
(5) 補助基準額	1戸当たり月額 82,000 円
(6) 補助額	対象経費（月額当たり）と補助基準額（月額 82,000 円）を比較して、小さい方の額に 3/4 を乗じた額
(7) 補助対象期間	1戸当たりの補助対象期間は定めない。ただし、同一の入居者の補助上限は 10 年とする。

(例) 賃料・共益費が月額 100,000 円、宿舎使用料が月額 10,000 円の場合



Q&A

Q 申請単位は法人ですか？

A 病院ごとに申請いただきます。なお、診療所は補助対象外となります。

Q 常勤の派遣職員や非常勤職員は対象となりますか？

A 対象となりません。対象入居者は、就業規則において定めている常勤かつ正規の看護職員等となります。非正規雇用の職員（パート・アルバイト、契約社員、派遣社員等）や非常勤職員は対象外となります。

Q 対象職員に住宅手当を支給している場合も対象となりますか？

A 住居手当を支給している場合は対象外です。また、すべての職員に対して一律で住居手当を支給している場合も対象外です。

Q 令和7年度以前から継続して借り上げている宿舎も対象となりますか？

A 対象となります。借り上げの開始時期に関わらず、今年度（4月1日から3月31日まで）について借り上げを行っている宿舎が対象となります。

Q 賃貸借契約の名義は法人名義でなければいけませんか？

A 法人名義・病院名義である必要があります。職員の個人名義で賃貸借契約を締結している場合は、法人名義・病院名義への契約変更が必要となります。

Q 法人等が所有している宿舎は対象となりますか？

A 対象となりません。法人等及び法人等の役員が所有する宿舎は補助対象外です。

Q 対象外経費にはどのようなものがありますか？

A 敷金、仲介手数料、保証金、火災保険料、環境維持費、鍵交換費用、更新手数料、駐輪場代、駐車場代等は対象外となります。

Q 一棟の借り上げではなく、部屋ごとに借り上げを行っている場合も対象となりますか？

A 法人名義・病院名義で借り上げを行っていることを確認できれば、対象となります。

申請書類

- | | |
|------------------|---------------------|
| 1 交付申請書（別記第1号様式） | 7 賃貸借契約書の写し |
| 2 所要額調書（別紙1-1） | 8 対象入居者の入退去を証明する書類 |
| 3 所要額明細書（別紙1-2） | 9 対象入居者の宿舎使用料がわかる書類 |
| 4 事業計画書（別紙2） | 10 就業規則 |
| 5 誓約書（別紙3） | 11 その他関係書類 |
| 6 予算（見込）書抄本 | |

jGrants・GビズIDについて

デジタル庁が運営する補助金申請システム jGrants を活用し、オンライン申請により受け付けます。jGrants による申請には G ビズ ID (プライムアカウント) の取得が必要となりますので、未取得の場合は公式サイトのリンクから取得手続きをお願いします。

※G ビズ ID の取得手続きには 2~3 週間ほどかかる場合があります。
※過去に取得されている場合は、再度取得いただく必要はありません。

※G ビズ ID に関するお問い合わせは、G ビズ ID の公式サイトからお問い合わせください。(本事務局においては回答できません)